

「平成27年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」 議事録

開催日時 : 平成28年2月16日(火)

開催場所 : 西庁舎3階会議室

審査委員 : (農業振興部委員)

- ・ 農業振興部副部長(総括) 岩崎 昭雄(副部長) : 審査委員長 (代理出席)
- ・ 農業政策課長 中島 益男(課長補佐) (代理出席)
- ・ 農地・担い手対策課長 田中 和也
- ・ 環境農業推進課長 小松 秀雄
- ・ 産地・流通支援課長 西本 幸正
- ・ 地域農業推進課長 濱田 圭介(課長補佐) (代理出席)

(第三者委員)

- ・ 生産に関わる者(高知県青年農業士連絡協議会 会長) 前田 良一
- ・ 土地改良施設の管理に関わる者(高知市東部土地改良区 理事長) 大野 哲
- ・ 地域づくりに関わる者(NPO法人「とかの元気村」副理事長) 田村 公史
- ・ 学識経験のある者(高知大学農学部農学科 准教授) 佐藤 泰一郎

1. 平成28年度新規地区

(1) 利岡地区農地整備事業(経営体育成型) (県営)

【地区名】	利岡
【市町村名】	四万十市
【事業概要】	区画整理(25.1ha)
【事業費】	490,000千円
【負担割合】	(国)55% (県)30% (市)10% (地元)5%

[説明者: 農業基盤課(整備事業担当)]

【新規要望理由説明(事務局)】

- ・ 本地区は、地形勾配が約1/310と緩やかで、湿地が多い。
- ・ 営農状況は、水稻が中心で、山間部の一部で露地のショウガの栽培が行われている。
- ・ 道路や水路に隣接していない農地が多く、水はけが悪い農地は借り手がなく遊休農地となり、耕作道路も幅員が2mから2.5m程度と狭小で、区画も不整形なため、農業機械の個人所有を余儀なくされコスト高の経営になっている。
- ・ また、農業就労者の高齢化が進行し、後継者不足のため担い手が育成されていない。
- ・ 本事業の導入は、農地の高度利用化を図るとともに農業生産法人を設立することで、農地中間管理機構と連携して農業生産法人への利用権設定や農作業委託などの農地利用集積により、遊休農地を解消するとともに地域農業の安定と発展を図るものとなっている。

(委員)

地域によって条件は違うと思うが、湿地は工事をやることによって乾田化が図られるのですか。また、今は水稻だけで生活していくのは厳しい現実があるので、施設園芸とか露地物でも園芸作物が作れるような乾田化、暗渠排水等も含めて考えているのですか。

(事務局)

ほ場整備の目的としては農地の汎用化で、水稻だけではなく畑地利用もできるようにすることが大きな目的の一つです。実際の現場の実態を踏まえた排水路の整備、また、暗渠排水や湧水をキャッチする水路を設置することで農地の乾田化を進めていきます。

(委員)

特にショウガなどの露地栽培は排水の問題が大きなネックになります。せつかく整備するのですから、できるだけ作付けが可能になるような対策をしておけば、担い手、新規就農も含めてですが、将来希望が持てるのではないかなと思います。

(事務局)

当該地区については、かなり細長い農地が展開されており、道路、水路を多く設置をしなければなりません。合理的な土地の利用ができ、かつコストがかからないような計画にしております。今後、着手するにあたり、地元の皆さまにはご理解をいただかなければならないと思いますし、また、山沿いなどの耕作条件が悪くなる部分の対策も話し合いながら取り組んでいく必要があると考えています。

(委員)

完成後にいろいろと課題が出てくることがありますし、また、その経営の形態も当初計画から変更になることもありますので、汎用性の高い農地の整備をしていただきたいです。

(委員)

ほ場整備をしたら用排水分離になり、田から出た水は全て排水され二度と用水に帰りません。昔は上流側の田の水は必ず下流の田で利用できるようなシステムでしたが、それが破壊されるわけです。最近も天候も非常に変化が大きいので、水の確保に苦労されているのを時々見受けるのですが、その対策はできているのですか。

(事務局)

農業を営む上で水というのは必ず必要なものですが、下流側に水がなかなか来ないといった状況も起こり得ます。

基本的に進めていきたい方向としてはパイプライン化で、最も合理的な水の使い方で水が廃りません。ただし、パイプライン化には一定の圧力が必要で、当該地区は高低差が取れないため開水路で計画しています。

次の地区（三里地区）については、パイプライン化により不要な水は発生しません。水の課題については、パイプライン化が一番の解決策ではないかと考えます。

(委員)

パイプライン化というのは漏水なり給水の段階までは有効ですが、取水後の田からのオーバーフローなどに対する水管理がうまく機能していればよいのですが。

(事務局)

蛇口を開けっ放しで管理されなければ水が垂れ流されるという事態もあります。そのため現在は、自動給水栓という水位により自動的に止まる給水装置がありますので、可能な限りそれを進めていきたいと考えています。

(委員)

農業生産法人は現在ないわけですが、今後に向けての方針とか計画はできていますか。

(事務局)

現在、集落営農組織がございますので、そちらが、法人化するように計画しています。

(委員)

農地の中にハウスなどはあまりないようですが、移転補償の費用というのは何で必要なのですか。

(事務局)

主にほ場整備区域内の電柱移転の費用になります。あと祠が二つあります。

(委員)

生産法人設立に向けて地域でも話し合いをされているということですが、どこまで進んでいるのですか。

(事務局)

現在、当該地区の近隣の二つの法人からの情報を得ながら、法人の設立についての取り組みをしているところでございます。

(委員) 行脚

集積率が8割を越したら7.5%の促進費が入るということですが、もし8割に届かなかった場合には何%になりますか。

(事務局)

この事業につきましては、50%以上の集積が事業の最低条件です。当該地区は75%から85%の間で7.5%の促進費に該当します。65%から75%の間では6.5%、55%から65%までが促進費がもらえる最低ラインで5.5%になります。かなり優遇された対策で、55%から65%の集積であれば5.5%の促進費がもらえますので、地元負担が5%の場合は持ち出しなしでできるということになります。

(委員)

確認ですがけれども、55%以上の集積率があれば、地元負担はゼロになるということですか。

(事務局)

当該地区については、地元負担が5%ですので、結果的に地元負担がゼロになるということです。

(委員)

新しい農事組合法人をつくるということですが、集落営農組織が法人化するようなイメージでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

法人の形態ですが、周辺にある二つの農事組合法人と同じような形態になると思いますが、いろいろ事業をやられるということであれば、事業を行うにあたり農事組合法人では組合要件とかでいろいろ縛りがあ

ることも一つのデメリットだと思いますので、よく検討されればいいのかと思います。

あと、中間管理事業と連携して行うということで、非常にいいモデルケースになりますので、県内の他の地域にも広げていただければと思います。

(2) 三里地区農地整備事業（中山間地域型）（県営）

【地区名】	三里
【市町村名】	四万十市
【事業概要】	区画整理（18.8ha）
【事業費】	393,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）30%（市）10%（地元）5%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、地形勾配が約1/50ときつく、河川沿いが高く、山手沿いが低い農地である。
- ・営農状況は、水稻を中心に施設園芸を組み合わせた農業経営が行われている。
- ・道路や水路に隣接していない農地が多く、水はけが悪い農地は借り手がなく遊休農地となり、耕作道路も幅員が2m程度と狭小で、区画も不整形なため、農業機械の個人所有を余儀なくされコスト高の経営になっている。
- ・農業就労者の高齢化が進行しており、若い担い手はいるものの、規模拡大したくても基盤整備が未整備なために進んでいない。
- ・本事業の導入は、法人と中核的農家を育成し、農地中間管理機構と連携して法人への利用権設定及び農作業委託などの農地利用集積と中核的農家への農地集積により、遊休農地を解消するとともに地域農業の安定と発展を図るものとなっている。

(委員)

パイプラインはどこからどのように流すのですか。

(事務局)

（位置図を基に説明）パイプラインの配置計画ですが、茶色で着色しているところが道路になりますが、道路に埋設して配管していくようになります。ポンプの位置は現況の場所は変えずに取水するようになります。

(委員)

ちなみに川はどのように流れているのですか。

(事務局)

（位置図を基に説明）左側から右側に流れています。

(委員)

低いところから高いところへ流すようになるわけですか。

(事務局)

もともと四万十川沿いの土地が非常に高く、普通の地形とは若干イメージが違うような場所がございますので、そのようなことになってしまいます。

(委員)

ポンプの場所から少し離れているのですが、山側の方までパイプラインにするということですか。

(事務局)

山側につきましては、既設のため池があり、そこから取水管で自然流下になります。それ以外のところにつきましては、川からのポンプアップによって配水するようにしております。

(委員)

ポンプの施設は事業費に含まれているのですか。

(事務局)

現況は河川水をポンプで汲み上げて開水路を介して灌漑しています。計画はポンプから直結してパイプライン化して圧送します。そのため揚程が今よりも大きくなりますので、ポンプの更新に必要な事業費を計上しています。

(委員)

計画では4つの農家と法人が営農していくこととなっておりますが、経営などの見通しはどうなっているのですか。

(事務局)

法人につきましては、一定経営指標等を踏まえて、その経営見通について試算をしています。一方、中核的農家については、地域の中心的な経営体として、将来を担っていただける意欲がある方々を位置づけて、その方々に集積をしていきます。

(委員)

担い手になっていただいたのですから、すぐに辞めるといったことにならないようなケアやフォローアップをしっかりとお願いします。

(事務局)

当該地区は若手の方が中核的農家であり、将来的に有望な地区だと思えます。そのためには幡多農業振興センターも全面的にバックアップしていくということも聞いております。

また、地元サイドからも一定このメンバーならやっていけるというお墨付きはいただいております。

(委員)

ぜひこういった取り組みが他の地域にも広がるように、サポートをよろしくお願いします。

(事務局)

わかりました。

(委員)

一区画は大体30アールなのですか。

(事務局)

通常のほ場整備の標準区画は30アールです。高知県の場合はどうしても水稲よりも園芸で、ハウスを建てるにしても30アールを標準として進めていくことが妥当ということで、当該地区についても30アールを標準区画として計画しています。

(委員)

現況では、耕作放棄地が川沿いに多いようで、浸水被害等との関係があるのではないかと思います。ほ場の整備後は嵩上げされて高くないのですか。

(事務局)

客土とかで嵩上げすることは計画していません。水田であれば一定条件が悪くても米を作れますが、畑の場合はそのようなことにはなりませんので遊休化してきたのではないかと思います。必ずしも浸水被害があったから遊休化が進んでいる状況ではないと思います。ほ場整備により土地の秩序化を図りますので、かなり効率的な土地の利用ができるようになるかと考えております。

(委員)

農道の幅はどれくらいですか。

(事務局)

全路線4メートルで計画しております。

(委員)

特に中山間地域では、ほ場整備後の畦畔の管理がなかなか大変だというお話を伺ったのですが、この地区については整備によって畦畔面積がかなり増えると思うのですが、増やさないような整備の工夫は考えているのですか。

(事務局)

土の切り盛りによる一定の畦畔面積はやむを得ないですが、畦畔の管理で草刈が一番の課題です。そこで、全ての地区で実施しているわけではないですが、カバープランツとか、できるだけ雑草が生えにくい工法的な工夫をしているところがあります。当該地区についても、これからの詳細設計の中でそうした工夫をして対応していきたいと考えています。

2. 高知県農業農村整備推進方針のフォローアップ

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・平成26年3月に平成30年度までの5年間を対象として本推進方針を策定した。
- ・取り組みの実施スケジュール「個表」は、PDCAサイクルにより点検し、より実効性の高いものに改善する。
- ・「地域の中心となる経営体への農地集積」について、「国営緊急農地再編整備事業の導入に向けた取組」を計画に追加する。
- ・「良好な営農条件の確保」について、国予算の確保が課題であるが当初計画どおりとする。
- ・「地域共同活動による優良農地の確保」について、現在の取組を継続して実施する。

- ・「農業水利施設の戦略的な保全管理」について、国予算の確保が課題であり計画を見直す。
- ・「地域共同活動による農業生産資源の長寿命化」について、現在の取組を継続する。
- ・「農業集落における防災・減災対策の推進(沿岸地域)」について、国予算の確保が課題であり計画を見直す。
- ・「農業集落における防災・減災対策の推進(中山間地域)」について、平成26年8月豪雨により新たに2地区を計画に追加するとともに、国予算の確保が課題であり計画を見直す。
- ・「土地改良施設の耐震強化(ため池)」について、堤高15m未満のため池のうち、レベル1検証の結果、耐震補強が必要となった8池を新たに追加するとともに、国予算の確保が課題であり計画を見直す。
- ・「土地改良施設の耐震強化(農道橋)」について、国予算の確保が課題であり計画を見直す。

(委員)

農業基盤課はこのような方針というものをしておりますけれども、高知県の農業振興部の他の課も、同じようなものがあるのでしょうか。

(事務局)

農業だけではなく、県全体として県産業振興計画があります。

(委員)

それは分かりますけれども、それではあまりにも飛びすぎるじゃないですか。農業基盤課は方針を作って、こういうことをやっていますということですよ。それに対して産業振興計画では、ダイレクトにつながるのですか。農業振興部として他の課も同じような方針を持って、双方につなげていかなければ、せっかく農業基盤課が方針をつくったとしても、それが活かされないのではないのでしょうか。

(事務局)

例えば、各農業振興センターであれば普及計画などの個別の計画があります。

(委員)

縦のつながりではなく横のつながりをつけていくことによって、高知県でのいろいろな取り組みがもっとうまくいくのではないですか。もう一つは、説明の中で予算の確保ということがたびたび出てきましたが、それは1課だけが負うべきことなのですか。高知県農業農村整備推進方針に取り組むことによって、高知県の農業が振興し、産業振興計画もクリアしますというストーリーを農業振興部として考えなくてはならないのではないですか。

(事務局)

そういうふう考えており、産業振興計画の中に基盤のことも入ってまして、各課で横のつながりを持って、強弱をつけながら事業を進めています。生産の強化ということでは、土地の基盤整備が必要ですので、その位置付けはありますが、目に見えないところがあるかも知れません。

(委員)

予算の確保ができないということは、多分しなやかさが足りないのではないかという気がします。ですので、いろんな事業があって、その事業に対してうまく考えて結びつけていく。そのときに大事なものは、他の課でやろうとしていることとのつながりです。だから基盤課だけではなくて、農業振興部として対応していただきたいと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。農業振興部としては、産業振興計画の中でそれぞれ、生産の強化、流通の強化、担い手の育成とか各課が連携して取り組んでいますが、その施策の「見える化」というのがまだ十分ではないというところもありますので、そのあたりを十分検討して、できるだけ皆様に分かるようにしていきたいと思います。